

やまなし 労働情報誌

YAMANASHI ROUDOU

目次

山梨県 産業労働部 労政雇用課

- 働きやすい職場環境づくりを応援します！ 2
- 違法な長時間労働に対する取組を強化します 3
- 「無期転換ルール」 4
- ジョブコーチ支援のご案内 5
- ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業参加企業紹介
社会福祉法人 壽光会 6

2017年 春号 No.665

平成28年 年末一時金要求・妥結状況調査最終集計結果

県労政雇用課では、県内の民間労働組合（中小企業92組合、大企業106組合）を対象に「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施しました。最終結果の概要は次のとおりです。

年末一時金要求・妥結状況最終結果 ー 産業別の状況(全体平均) ー

分類等	要求状況			妥結状況		
	組合数	額(円)	月数	組合数	額(円)	月数
鉱業、採石業、砂利採取業・建設業	3	X	X	3	X	X
製造業	57	746,235	2.55	52	721,687	2.43
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.00	0	0	0.00
情報通信業	4	840,263	2.77	4	773,489	2.54
運輸業	14	824,507	2.58	11	806,398	2.50
卸売業、小売業	9	564,029	2.15	8	541,539	2.05
金融業、保険業・不動産業	4	577,324	2.18	2	X	X
サービス業、その他	24	759,280	2.66	18	577,152	2.01
合計	115	743,624	2.54	98	696,610	2.34

注1) 数値は、加重平均(組合員1人当たりの平均)で算出している。 注2) 組合数が三以下の場合は、X表示とする。
※詳しくは、ホームページをご覧ください。http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/rosei/h28/nenmatu_saisyuu.html

山梨県勤労者福祉資金融資制度

県では、勤労者が安定した生活を送れるよう、低利の生活資金融資を行っています。

- ◇対象者 県内に居住し、従業員300人未満の中小企業に1年以上雇用されている方など。
- ◇資金用途 医療、慶弔、教育、住宅補修、災害、その他の資金
- ◇金利 年1.43% (別途保証料が必要です)
- ◇融資限度額 100万円
- ◇返済期間 5年以内
- ◇申し込み先 中央労働金庫 甲府支店 TEL055-235-3431

詳細は右記のお問い合わせ先までお電話ください。【山梨県産業労働部労政雇用課】055-223-1561

仕事と生活の“こびっと”両立宣言

若手職員プロジェクトチームからの提言を契機として、平成29年1月4日に、後藤知事は職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するための『仕事と生活の“こびっと”両立宣言』をしました。

山梨県では、すべての職員が能力を発揮し、活躍できる職場づくりを目指し、「業務の効率化」や「管理職の育成」、「職員の意識改革」などの取り組みを全庁的に進めることにより、「質の高い行政サービスの提供につなげていきます。」

仕事と生活野“こびっと”両立宣言

- 一、“やるじゃん”業務の効率化
業務の効率化などを推進しながら、質の高い行政サービスを提供するよう取り組みます。
- 一、“なるじゃん”ライフを応援する上司
所属長のリーダーシップと適切なマネジメントにより、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を推進します。
- 一、“変えるじゃん”わたしの意識、みんなの意識
職場、家庭での役割を職員相互に理解して、“お互い様”の意識を醸成し、職員一人ひとりの事情に配慮できる職場づくりを推進します。

◇お問い合わせ先 県人事課 TEL:055-223-1371 FAX:055-223-1379

働きやすい職場環境づくりを応援します！

～ワーク・ライフ・バランス推進コンサルティング事業～

仕事と家庭生活が両立できる職場づくりは、従業員の働く意欲の増進や生産性の向上に寄与するものであり、優秀な人材の確保にもつながります。

職場における子育てと仕事の両立を支援するため、従業員50人以上100人以下の企業を対象に県が委託した社会保険労務士を無料で派遣します。

■ 取組内容 ■

- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定支援
- ・国の認定マーク(くるみんマーク)の取得に向けた支援
- ・就業規則の、育児・介護休業法に定められた規定の整備 など

◇ 問い合わせ先
県労政雇用課 TEL055-223-1561

平成29年度技能検定(前期)のお知らせ

技能検定は「職業能力開発促進法」にもとづいて、受検者の皆さんのもつ技能を一定の基準によって検定し、その技能の程度を、特級から3級及び単一等級に区分して公証する国家検定制度です。

実施日程

前 期	
受検申請受付	平成29年4月3日から4月14日まで
実技試験期間	平成29年6月5日から9月10日まで
学科試験日	平成29年7月16日*、8月20・27日、9月3日
合格発表	平成29年8月25日*、9月29日

※金属熱処理を除く3級職種が対象

主な実施職種

前期	造園、鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、石材施工、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、塗装、塗装、フラワー装飾、路面標示施工、その他
後期	さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造、機械検査、半導体製品製造、時計修理、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、石材施工、パン製造、電気機器組立て、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、電気製図、塗装、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工、その他 ※後期のみ特級実施

◎上記の実施日程および主な実施職種は予定です。

◇ お問い合わせ先 県産業人材育成課 TEL:055-223-1566 FAX:055-223-1560

平成29年3月～
平成29年5月開講

能力開発セミナーのご案内

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス		TEL0553-32-5202	
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
NC旋盤加工技術	3月	昼	3,400
国内旅行業務取扱管理者試験講座 (旅行業法・旅行業法約款・各種約款)	3月	昼	5,100
国内旅行業務取扱管理者試験講座 実務(料金計算・観光地理他)	3月	昼	5,100
パワーポイント基礎	3月	昼	2,100
新入社員研修	4月	昼	1,000
ワード基礎 第1回	4月	夜	2,100
ワード応用 第1回	5月	夜	2,100
美しいペン字 第1回	4・5月	夜	2,100
ポリテクセンター山梨		TEL055-242-3066	
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
TIG溶接実践技術(ステンレス鋼板材編)	4月	昼	12,300
TIG溶接実践技術(ステンレス鋼板材編)	5月	昼	12,300
実践機械製図	5月	昼	9,200
PLCによる自動化制御技術	5月	昼	9,800
実践的PLC制御技術	5月	昼	6,800
PLCによる自動化・省力化機器の制御技術	5月	昼	6,700
旋盤実践技術(複雑形状加工編)	5月	昼	13,100
木造住宅における壁量計算技術	5月	夜	6,200
組込み技術者のためのCプログラミング	5・6月	昼	5,600

県立産業技術短期大学校都留キャンパス		TEL0554-43-8911	
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
3次元CAD基礎	3月	昼	3,400
新入社員研修	4月	昼	1,000
初心者のためのパソコン 第1回	4月	夜	2,100
シーケンス制御の基礎	5月	夜	2,100
ウィンドウズ	5・6月	夜	2,100
県立峡南高等技術専門学校		TEL0556-22-3171	
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
エクセル応用	3月	夜	2,100
新入社員講座	4月	昼	1,000
初心者のためのパソコン講座	4月	夜	2,100
ワード基礎	5月	夜	2,100
エクセル基礎	5月	夜	2,100
県立就業支援センター		TEL055-251-3210	
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
ファイナンシャル・プランニング入門講座	3月	夜	2,100
ビジネスパソコン講座 ネットショップサイト作成	3月	夜	2,100
新入社員講座(第1回)	4月	昼	1,000
新入社員講座(第2回)	4月	昼	1,000
ワード基礎&エクセル基礎講座	4月	夜	2,100
初心者のためのパソコン講座(第1回)	5月	夜	2,100
パワーポイント基礎講座	5月	夜	2,100
第二種電気工事士試験対策講座(学科I・II)	5月	夜	4,200

※申込受付は、講座開始日の2カ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。

※時間帯については、原則として<昼:9時～16時/夜:18時～21時>ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。

※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページをご覧ください。http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/81_005.html

違法な長時間労働に対する取組を強化します

是正指導段階での企業名(中小企業に該当しない複数の都道府県に事業場を有する企業)の公表について、取組を強化しました

現在の要件

違法な長時間労働(月100時間超の労働者が10人以上または4分の1以上おり、労働基準法第32条等違反が認められた場合)が1年間に3事業場認められた場合には企業名を公表します(平成27年度から実施しています。)



新たな仕組み(拡大のポイント)

- 現行の要件を以下のとおり拡大(本年から実施しています。)
- ① 長時間労働「月100時間超」を「月80時間超」に基準を変更し、対象となる事業場を拡大しています。
- ② 過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合も公表の対象になります。
→ これら(過労死等・過労自殺等)が2事業場に認められた場合、企業本社への指導を実施し、是正されなかった場合に企業名を公表します。
- 月100時間超と過労死・過労自殺が2事業場に認められた場合などにも企業名を公表します。

時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)未締結の事業場に対して監督指導を徹底します


- 時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)未締結であると確認した事業場に対して、36協定の手続等についての指導を徹底します。

詳細につきましては、山梨労働局労働基準部監督課 055-225-2853にお尋ねください。

山梨労働局健康安全課からのお知らせ

労働安全衛生規則が改正されました(平成28年3月31日公布)


法人の代表者等を産業医として選任することは禁止になります(平成29年4月1日施行)



check

産業医を選任していますか？

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任しなければなりません。【労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条】
産業医の選任、選任している産業医の変更の際は、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。【労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項】



check

法人や事業場の代表者を産業医として選任していませんか？

産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。【労働安全衛生法第13条第3項】
しかし、産業医として法人や事業場の代表者*が選任されている場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれもあり、適切ではありません。そうした者を選任している場合は早期に改善しましょう。

※法人の代表者又は事業経営主(事業者の代表者)
(例) 代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長
事業場においてその事業の実施を統括管理する者(事業場代表者)
(例) 病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

労働安全衛生法施行令が改正されました

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に27物質が追加されます(平成29年3月1日施行※)

亜硝酸イソブチルなど27の化学物質について、労働安全衛生法施行令別表第9に追加され、以下の3点が義務付けられます。

- 事業所における【リスクアセスメントの実施】
 - 譲渡提供時の【安全データシート(SDS)の提供】
 - 譲渡提供時の【容器等へのラベル表示】
- ※ 施行日に現に存在するものについては、ラベル表示の義務は平成29年8月31日まで適用されません。

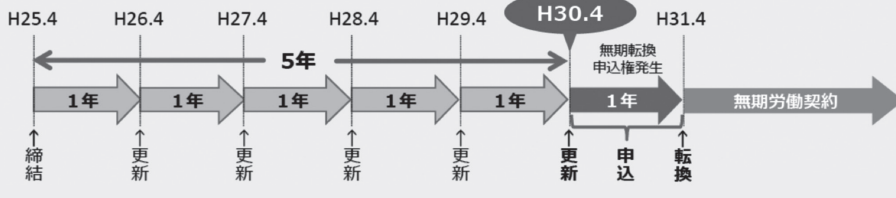
【お問い合わせ先】 山梨労働局健康安全課 TEL 055-225-2855

「無期転換ルール」 ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化します!～

無期転換ルールとは？

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。(労働契約法第18条：平成25年4月1日施行)

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



対象となる方は？

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします！

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します(会社は断ることができません)。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期労働契約転換申込み受理通知書

受領日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約の転換申込書について受理しましたので通知します。

無期労働契約転換申込書

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間が5年までに達するまでに通算期間が5年を超え、労働契約法第18条に基づき、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)への転換を申し込みます。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス!
<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト 検索

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

【お問い合わせ先】 山梨労働局雇用環境・均等室 TEL 055-225-2851

平成29年度の大学等卒業予定者を対象とした求人受理は 3月1日から、公開日は6月1日です!

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期

広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降(昨年度から変更なし)
選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降(昨年度から変更なし)

ハローワークにおける求人公開日

求人の受理	3月1日以降
求人の公開 大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

なお、大学等卒業予定者を対象とする求人のうち、既卒者の応募が可能で、通年採用(入職時期を限定しない)が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に 症状が生じた方に対する相談窓口

- 山梨県では、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン)を受けた後に体調が悪くなった方からの相談を受け付けております。
- 子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に関する医療や救済についてお聞きになりたい場合は、お気軽にお電話ください。



山梨県福祉保健部健康増進課(医療・救済に関する相談窓口)

【電話番号】 055-223-1494

【受付日時】 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時(祝日、年末年始を除く)

ジョブコーチ支援のご案内

1. ジョブコーチ支援とは？

障害のある方の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、きめ細かな人的支援を行います。

2. 支援のポイント

- ・採用時、在職中、職場復帰時等、必要なタイミングで支援を行います。
- ・障害のある方が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）を職場に派遣し、直接的・専門的支援を行います。
- ・障害のある方自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害のある方の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。
- ・事業所の支援体制を整備し、障害のある方の職場定着を図ることを目的に、支援の主体を事業所の担当者に徐々に移行していきます。
- ・支援期間は、2～4ヶ月を標準に、個別に必要な期間を設定します。また、支援終了後も、必要なフォローアップを行います。

3. お問い合わせ先

山梨障害者職業センター担当中條（山梨県甲府市湯田2-17-14 TEL055-232-7069）へご連絡をお願いします。

職場のメンタルヘルス研修 ～若年労働者の職場不適応～

昨今の労働者を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、職場のメンタルヘルス不調者の増加が指摘されています。本研修では、若年労働者の職場不適応に対する取組や若年者を理解するための方法などについて解説します。

- ◇開催日 平成29年3月7日（火）
- ◇開催時間 午後2時～午後4時まで
- ◇会場 山梨産業保健総合支援センター研修室
（甲府市丸の内2-32-11 山梨県医師会館4階）
- ◇講師 長田暢子先生（臨床心理士）

受講
無料



申し込み・問い合わせ先

山梨産業保健総合支援センター
☎ 055-220-7020(代表) FAX 055-220-7021

受講を希望する方は、FAXまたはインターネットからお申し込みください。

高齢者雇用に関する助成金のご案内

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者雇用に関する以下の助成金を支給しており、山梨支部では当該助成金の申請書の受付、相談等を行っています。

1. 高齢者雇用安定助成金

- ① 高齢者活用促進コース
高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給します。
- ② 高齢者無期雇用転換コース
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成金を支給します。

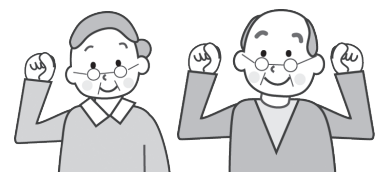
2. 65歳超雇用推進助成金

高齢者の安定した雇用の確保のための定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して助成金を支給します

各助成金の詳細につきましては、以下までお問合せ下さい。

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部 高齢・障害者業務課
〒400-0854 山梨県甲府市中小河原町403-1
TEL 055-242-3723 FAX 055-242-3721



ワーク・ライフ・バランス推進活動支援事業 参加企業紹介

この事業は、山梨県が職場のワーク・ライフ・バランスの推進をして取り組む企業に対し、専門家を派遣して支援する事業です。

社会福祉法人 壽光会		会社概要	
		所在地	山梨市牧丘町室伏2452
		従業員数	男性40名 女性106名
		事業内容	介護事業（笛吹荘、憩の家湯苗田、リアン）
		事業開始	平成14年4月
取り組みのきっかけ		組織としてのパフォーマンスを一層向上させるため。 ※既に以下の制度等は実施しています。また高い職員定着率を達成しています。 ○30分単位の有給休暇制度。○勤務予定作成にあたっての1か月当たり3日の希望休日制度。 ○有給休暇とは別に付与されるリフレッシュ休暇制度・特別休暇制度。 ○非正規職員に対する正規職員と同様の研修制度。（有給の外部研修派遣、各種研修会等） ○子育てのための短時間勤務、消防団等地域活動への参加推奨も行っています。	
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・法人の現状と課題について、キャリアコンサルタントと施設長、事務長面談。 ・キャリアコンサルタントによる中堅管理職員から就業上の問題等についてヒアリング。 ・キャリアコンサルタントによる管理職職員への「人材マネジメント」講義研修。 ・キャリアコンサルタントによる全職員対象とした「自律的な人材になるために」講義研修。 	
社員の声		<ul style="list-style-type: none"> ・理論的には分かるが、行動するとなるとなかなか難しいです。 ・自分達の職場が、既にワークライフバランスに結構配慮されていることが確認できました。 	
効果と課題	<効果>	<p>（1回目の研修）管理職員は組織の中での人間関係の構築、メンテナンスに多くの力を注ぎ、チームとしての業績やパフォーマンスをあまり重視しない傾向にありあました。どのように部下職員にアプローチし、パフォーマンスを上げるか、管理職としてどのように考えるかを学ぶ機会となりました。</p> <p>（2回目の研修）キャリアアップできる環境にあって職員自身が将来を見据えてどのように自身のキャリア形成に取り組むかを考える機会になりました。</p>	
	<課題>	<p>個々の職員の目標を明確にするとともに、組織としての目標の達成に向けて行動し、実績を評価し、検証するPDCAサイクルの実践を組織全体に浸透させていくことが課題です。目標がノルマになって本来の目的を見失わないよう注視するとともに、成果が仕事のやりがいになり、職員の定着率の一層の向上や法人のブランド化につながることを期待します。</p>	

労使紛争の解決援助制度をご利用ください!

山梨県労働委員会では、労働者や労働組合と会社との間に解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などについての紛争が生じ、自主的解決が困難な場合、労働委員が間に入り、話し合いによる紛争の解決援助を行っています。

解決事例紹介

B社に勤務していたAは、入社以来、時間外割増賃金が不払いであったとして、退職した後、B社に支払いを求めた。B社は時間外労働を行った事実はないとしてこれを拒否したことから、Aはあっせんを申請した。

Aは、「早朝から出勤を命じられ、定時退社も認められないこともあった。残業しても時間外割増賃金が支払われないのは不当である。また、出退勤の記録は、B社から指示された時間を記入したものである」と主張した。

一方B社は、「始業時間前に出社するよう命令したことはない。出退勤の記録について、事実と異なる時間を記入するよう強要したことはない」と主張した。

あっせん員は、B社の勤務時間管理に問題があったこと、時間外労働が全くなかったとはいえないこと、また、従業員の労働時間を適正に管理することは会社の義務であり、経営上のメリットも大きいことを説明したところ、B社が金銭解決に応じる意向を示したため、解決に至った。

☆ 制度の詳細は、山梨県労働委員会事務局（TEL 055-223-1827）までお問い合わせください。

■お問い合わせ先■ 山梨県産業労働部労政雇用課

tel 055-223-1561 fax 055-223-1564

e-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。